

館山市国土強靱化地域計画

— 概要版 —

計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、また、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定され強靱な国づくりを進めています。同様に、千葉県においても平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」を策定しています。

本市においても国及び千葉県国土強靱化地域計画を踏まえ、今後想定される大規模自然災害の発生時にも最悪の事態を回避し、市民の生命及び生活を守るとともに、平時から安心して暮らすことができる強靱な地域づくりを目指すため、館山市国土強靱化地域計画を策定しました。

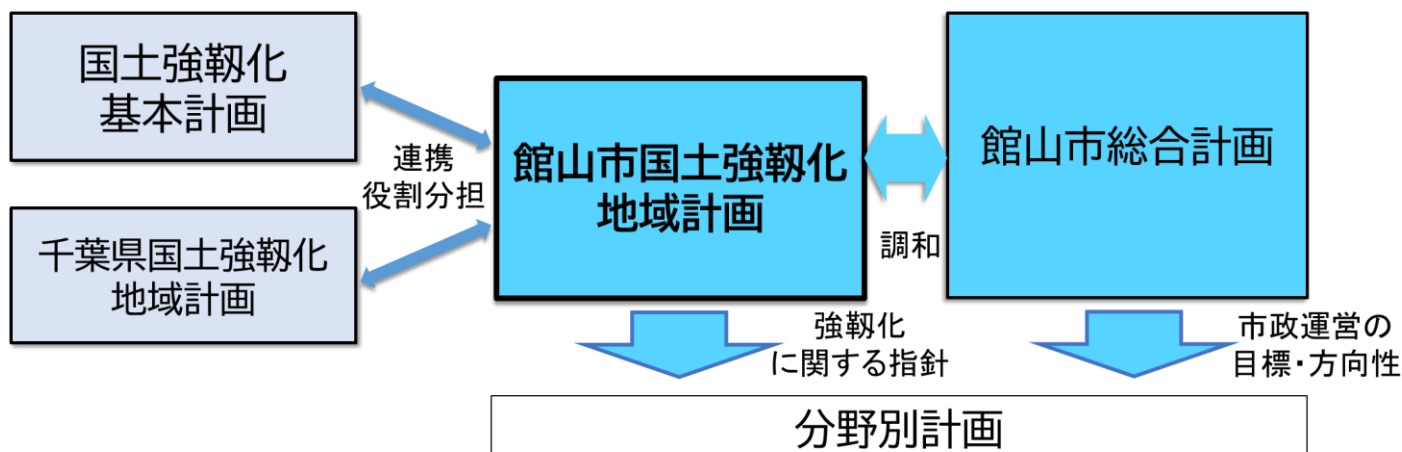
目指すべき姿

本計画により、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧復興を可能にすることに加え、交通、産業、エネルギー供給、医療等のさまざまな分野の強靱化を推進することにより、地域の活性化や本市の持続的な成長を促進します。

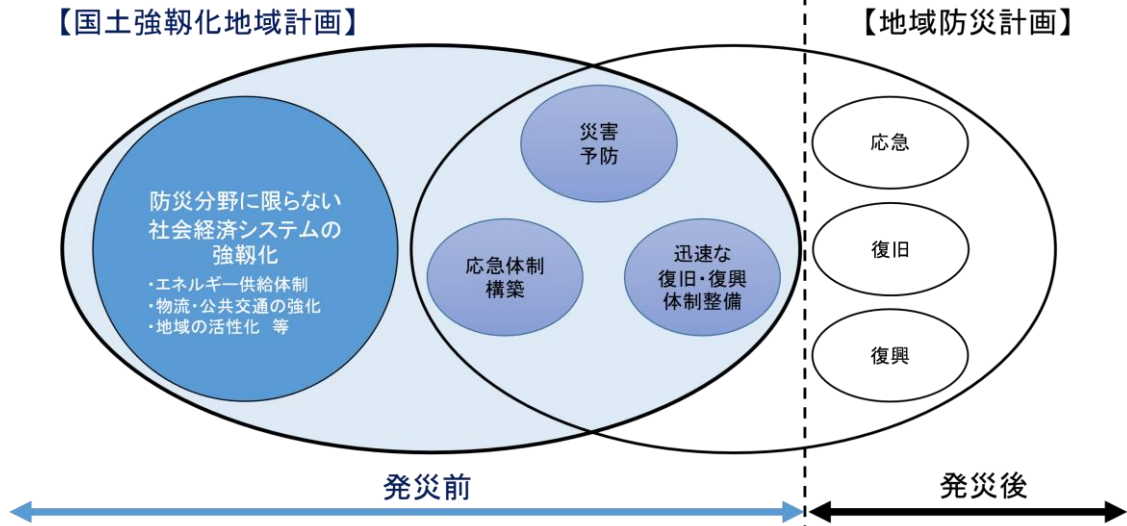
計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本計画以外の本市の計画等の指針となるべきものとして策定するものです。なお、本計画は、国土強靱化基本計画と千葉県国土強靱化地域計画との連携を図るものとします。本計画は、発災時に限らず、平時からソフト・ハードの取り組みを組み合わせ、本市の強靱化を推進するもので、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。

【計画の位置付けのイメージ】



【強靱化計画と地域防災計画の関係性イメージ】



基本目標

国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を踏襲し、以下の4つを本市の基本目標として強靱化を推進します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧・復興

事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体の達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

本市の地域特性・災害リスク

本市は以下のような地域特性、代表的な災害特性を有しており、これら大規模自然災害に対して、強靱な地域づくりを進める必要があります。

【地域特性】

自然特性：房総半島南端に位置し、臨海部、平野部、山地等など豊かな自然を有します。

社会特性：人口は減少傾向にあり、高齢化も進行している。就業者数としては第三次産業の占める割合が高く、また周辺地域から就業者も集める安房地域の中で「拠点性の高いまち」となっています。

【災害リスク】

風水害：近年台風により大きな被害を受けており、今後も家屋被害や浸水など発生する可能性があります。

地震：千葉県調査では市内全域で震度5弱以上、一部地域で液状化が発生する可能性が示されています。

津波：地震に伴い10mを超える津波が襲来する可能性も想定されます。

土砂災害：市内に土砂災害危険箇所等が存在しています。

リスクシナリオの設定に基づく脆弱性評価

本市の地域特性を踏まえて、事前に備えるべき目標について、40の起きてはならない最悪の事態「リスクシナリオ」を設定し（次頁表参照）、本市の脆弱性評価を実施しました。

施策分野の設定と施策の推進方針

施策の推進を図るため、脆弱性評価に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後どのような取組が必要となるかを検討し、施策分野毎に推進方針として取りまとめました。施策分野は、館山市総合計画と整合を図った7つの個別施策分野（子育て・福祉・医療、教育・文化、産業・経済、基盤整備、環境共生、防災・安全、市民参画・行政運営）と、5つの横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、少子高齢化対策）を設定しています。（詳細は次頁表参照）

計画の推進等について

計画策定後もPDCAサイクル（Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善））の徹底を行い、以下の点を踏まえ本市の強靱化を推進します。

1. 各施策の推進方針におけるKPI（重要業績評価指標）を活用し、個々の推進方針の取組状況を確認するとともに、計画全体の進捗管理を行います。
2. 推進方針に基づく施策等の中でも、本市の強靱化のために、進捗の適切な管理が求められるものについては、「重点化」を図り、確実な進捗を図ります。

館山市で想定する「起きてはならない最悪の事態」と主な推進方針

事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」	主な推進方針
1.大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	・建築物の耐震化促進・消防施設の整備 ・学校施設、子育て支援施設の整備充実
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	・津波災害知識の普及、啓発
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	・災害時要配慮者の避難計画作成
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	・土砂災害防止工事の実施
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・多言語による災害情報伝達・防災意識の向上
	1-6 土砂災害警戒区域内等災害危険区域内の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生	・機能集約に持続可能なまちづくりの推進 ・施設の最適配置の検討
2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・備蓄の推進・緊急輸送道路の整備
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	・集落間交通網の整備
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	・地域防災力の向上・消防施設の安全性確保
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	・災害時電力の確保
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	・一斉帰宅の抑制・徒歩帰宅者支援
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルート途絶による医療機能の麻痺	・救急医療体制の確保・医療人材の確保 ・ボランティア受け入れ態勢の充実
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・感染症対策の推進・合併処理浄化槽への転換促進 ・避難所運営マニュアルの見直し
3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発	・治安維持対策の実施、交通安全対策の推進
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・行政の災害対策強化 ・行政サービスの効率化
4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・災害時電力の確保
	4-2 防災行政無線等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・災害情報伝達手段の整備 ・情報発信の整備 ・通信設備の整備
5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・事業継続計画の普及啓発
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・事業継続計画の普及啓発
	5-3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	・災害に強い道路ネットワークの構築 ・橋梁の適正管理
	5-4 食糧等の安定供給の停滞	・地産地消の推進
6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(館山変電所等)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	・電力施設の安全確保整備 ・ガス施設の安全性確保
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	・広域供給体制の構築・水道施設の耐震化
	6-3 下水道等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設の耐震化・更新
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	・市内道路の適正整備 ・公共交通ネットワークの維持・確保
	6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶	・広域供給体制の構築
	6-6 ごみ及びし尿等の収集停止や、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止	・清掃センターの適切な維持管理 ・ごみの減量化
7.制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	・都市公園の整備・消防施設の整備
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	・油流出対応体制の構築
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	・空き家の適正管理
	7-4 農業用ため池の損壊・機能不全、富士山噴火物等による二次災害の発生	・防災重点農業用ため池の防災工事の推進 ・富士山噴火による降灰対策
	7-5 風評被害等による市内経済への甚大な影響	・有害・危険物質対応体制の構築
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・農業の担い手確保・鳥獣害対策の推進 ・耕作放棄地の発生予防
8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・粗大ごみ処理施設の適切な維持管理
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・防災・減災の担い手(建設業)の確保等の推進
	8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・地籍の明確化 ・自主防災組織活動の促進
	8-4 広域地盤沈下、液状化、隆起等による広域・長期にわたる浸水被害、地盤被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・排水機能の強化 ・液状化対策の推進
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・自主防災組織活動の促進 ・文化財等への防災対策
	8-6 観光地の被災や、交通機関・道路の被害による本市を支える観光業等の長期の停滞	・復旧用資機材の備蓄
	8-7 教育施設、職員の被災等による長期の適当な教育機会の損失	・情報教育環境の整備推進 ・学校施設、子育て支援施設の整備充実(再掲)